

## 16. 看護専門学校

### (1) 理念・目的

#### (理念・目的等)

○学校の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

○学校の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

#### [現状説明]

杏林大学医学部付属看護専門学校の理念・目的は、本学医学部の創立理念である「真・善・美の探究」という建学の精神に基づき、看護に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め、もって良き看護師を育成することである。ここにいう「真」とは論理的価値、「善」とは倫理的価値、「美」とは美的価値のことで、いずれも人間にとって普遍的な真理である。これらの教育理念・目的の基本方針は、入学時点でのオリエンテーションで配布される学生便覧の冒頭に明示され、概要が説明される。以後の看護学概論など授業の中や実習指導の場面、行事活動を通して繰り返し強調されている。本校の教育目標・育てたい看護師像は以下の通りである（別表16-1）。

別表16-1 看護専門学校の教育目標・育てたい卒業生像

#### 1) 教育目標

- ① 人間を生理的・心理・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- ② 人間の喜びや痛み、苦しみを分かち合える感性を育み、心豊かな人間性を養う。
- ③ 生命の尊厳を理解し、人としての権利を尊重した行動ができる能力を養う。
- ④ 健康を自然・社会・文化的環境との相互作用の中で、絶えず変動しつづける状態として理解できる能力を養う。
- ⑤ あらゆる健康レベルにある人々に対して、健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
- ⑥ 社会の瞳孔に関心を持ち、保健・医療・福祉システムの中で看護者の役割を認識し、社会の一員として社会の発展に貢献できる基礎的能力を養う。
- ⑦ 学習を発展させる方法を身につけ、主体的に取り組む力を養う。

#### 2) 育てたい看護師像

- ① やさしく、思いやりがあり、誠意ある態度がとれる看護師
- ② 正確な知識・技術を持ち、的確に判断し行動できる看護師
- ③ 明るく、健康的で笑顔の素敵な看護師
- ④ 責任感、正義感があり、しっかりとした自己の倫理観を持った看護師
- ⑤ 自己主張でき、かつ、謙虚さもありチームと協調・協働できる看護師
- ⑥ 自ら学ぶ姿勢や向上心を忘れず、常に自己成長に勤める看護師

#### [点検・評価（長所と問題点）]

この理念・目的は、学校教育法第124条（専修学校規程）に定める「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とする組織的な教育機関」に整合

している。さらに保健師助産師看護師学校養成所指定規則の趣旨に沿うものである。

「建学の精神」を看護教育にどうとらえるかについては、真は科学・理論に基づいた看護、善は生命の尊厳と人格を尊重し、病める人の心を和らげ、安楽と癒しを提供できる豊かな人間性の育成、美は技術・技能を探究し、あらゆる健康レベルにある人々に対して健康上の問題を解決するための看護を実践できる基礎的能力を養うことと解釈される。

看護専門職の人材養成に関わる本学の基本方針は、「学業・実技に優れ、かつ病苦に悩む人々に心やさしく接することのできる良き看護師を、豊かな自然環境に恵まれた武蔵野の地において育成し、一人でも多く世に送り出すこと（創立者松田進勇、開設10周年記念誌1986年より）」との精神を受け継いだものとなっている。

これら理念・目的は上記の学生便覧のみならず、ホームページ、「杏林大学案内」として全国の書店、予備校、高校に無料配布される刊行物に記されている。

平成9年度的大幅なカリキュラム改正時から、平成16年度に一部の見直しを経て、理念・目的・教育目標がどこまで実現されてきているかを絶えざる改善・努力を心がけてきた。平成18年度より理念・目的・教育目標をシラバスに記し、常に振り返られるようにもした。平成18年度の全教職員による自己点検・評価の中で、さらなる目的の具体化と教育目標との一貫性、理念・目的、教育目標が実現されているかの見直しの必要性が課題としてあがった。

#### [改善方策]：理念・目的

本校の目的は「高い実践看護力を備えた看護師」の育成にある。理念・目的、教育目標の一貫性について教員・学生がともに共通認識をもち、その実現にむけて努力する。そのために自己点検・評価の結果をもとに、平成21年度新カリキュラム改正の目的を取り入れて、平成19年度に運営小委員会で見直し作業をすすめる。

## (2) 教育課程

#### [目標]

- 1) 本校の教育目標を達成するために、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に準拠し、社会的要請に対応したカリキュラムの編成をする。
- 2) 効果的な教育方法を工夫する。
- 3) 他大学や関連教育機関との単位互換・既修得単位の認定範囲を拡大する。

#### (教育課程と理念・目的との関連)

- 学校の教育課程の理念・目的並びに学校教育法第124条、保健師助産師看護師学校養成所指定規則と関連
- 学校の理念・目的や教育目標との対応関係におけるカリキュラムの体系的性
- 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める基礎分野、看護専門分野の科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

### [現状説明]

本校の理念である「真、善、美の探究に基づく実践看護職の養成」の下に、学校教育法第124条（専修学校規程）に定める「職業若しくは实际生活に必要な能力を養成し、又は教養の向上を図ることを目的とする組織的な教育機関」として、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた基準に則ってカリキュラムが編成されている。平成16年度に一部カリキュラムの改正を実施している。

指定規則では、基礎分野13単位、専門基礎分野21単位、専門分野59単位2895時間以上となっている。本校の教育課程も基礎分野13単位、専門基礎分野21単位、専門分野60単位、総時間数2940時間となっており、指定規則を遵守した教育課程を編成しており、教育課程としては適切かつ妥当と思われる。

基礎分野としては科学的思考の基盤、人間と人間生活の理解として13単位、専門教育的授業科目としては、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進として専門基礎分野15単位、社会保障制度と生活者の健康の教育内容として6単位、専門分野として各看護学（基礎看護学10単位・在宅看護論4単位・成人看護学6単位・老年看護学4単位・小児看護学4単位・母性看護学4単位・精神看護学4単位）、臨地実習として23単位となっている。

### [点検・評価（長所と問題点）]

基礎科目では、平成9年度に、職務の特性に鑑み人権意識の普及、高揚が図られる内容として「看護と倫理」を設けた。これは基本的な倫理観の育成と共に看護職としての倫理的な思考を育む科目として適切、妥当である。「人間発達論」は平成16年度に開講した科目である。看護の対象となる人間の心身の発達を理解する諸理論及び、人間の生涯を統合して学び、看護対象の理解を促進するために適切、妥当である。外国語に関しては英語、仏語、独語の3か国語を開設している。専門基礎科目においては各科目の進度を正常の状態の理解から、健康障害の状態に繋げられるように進度を考え、科目構成を考えている。専門的な科目を看護として活用できるように統合して考えられるための教育方法を更に充実させる必要がある。

専門分野は基礎看護学を主に1年次、基礎実習も1、2年次に配置している。各領域別看護は1年次後半から2年次に配置し、領域別の看護実習は2年次後半から3年次としている。看護の実践として、実習の目標、内容を年々微調整している。

### (授業科目の特徴と単位)

#### ○授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

### [現状説明]

語学と芸術の科目以外はすべて必修である。

年次配当に関しては、1年次では基礎分野、専門基礎分野の解剖生理学、疾病に関する科目、薬理学などの科目を配置している。

専門分野では基礎看護学の大半と、成人、老年、小児、母性、精神看護学概論の科目を配置している。2年次になり、専門基礎では、人々の社会資源の活用に関して必要な制度や看護の役割に関する科目、専門分野では、診療の援助に関する技術、在宅看護論、各専門領域の健康の保持増進から、疾病と障害を持つ患者の看護の科目を配置している。

臨地実習は9月に基礎看護実習を行い、座学の科目がほぼ終了した2年次の後半の1月から

は専門看護領域別実習を開始している。

3年次では、情報科学、看護研究、専門看護領域別看護実習を行なう。

講義は15時間1単位、30時間1単位のものがあり、演習を取り入れている講義、及び実習は45時間で1単位である。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

必修・選択などの区分や年次配当の科目単位数についてはほぼ適切と考えている。情報科学は情報時代の背景から30時間1単位と時間数を増やし、LL教室で複数の講師より具体的な情報処理についての内容を強化している。

専門分野は、看護の考え方の根幹となる看護論に、適応看護論を用い1年次の科目から、臨地実習での看護過程の展開まで一貫した考えで学んでいる。

看護技術に関しては、基礎看護技術を基礎とし、各専門領域での臨床技術を演習に取り込み、実習に行く前に、学内で実践に少しでも近い状況での演習を多くしている。これは臨地実習で、効果を上げていると考える。しかし、技術の習得は繰り返しの経験と練習が必要であり、卒業までに確実な技術を身につけられるように学習の体系を整えていく必要がある。

#### (単位互換・既習得単位の認定)

##### ○入学前の既習得単位の認定

##### [現状説明]

大卒者（平成19年度より短大を含む）、社会福祉士および介護福祉士の学校卒業者には、本人の申請による単位互換の制度を設けている。そのため認定基準を作成し、平成19年度より入学許可を得た該当の学生には、入学前に申請書を送り、申請された科目について教員会に諮っている。なおこの単位互換の対象となる科目は、基礎分野に関するものに限定し、かつ最高13単位までの認定に留めている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

入学前に申請の手続きを行なうことで、入学時には既習得単位を伝達できるために、既習得単位に関しての聴講の説明を速やかに行なうことができる。

現状では個別の既修得内容確認のための資料は、本人から提出された過去のシラバス照合で行なっている。シラバスの内容の詳細に差があるが、本校の授業内容と比較検討しており、現在の認定科目の範囲では問題ない。

#### (教育上の効果を測定するための方法)

- 教育上の効果を測定するための方法の適切性
- 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
- 成績評価法、成績評価基準の適切性
- 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- 学生に対する履修指導の適切性
- シラバスの作成と活用状況

**[現状説明]**

科目ごとに筆記試験、課題レポート、看護技術テスト、臨地実習評価などにより行っている。専門分野に関する科目については、試験は定期的な試験期間は特に設けずに、科目の終了時期に合わせて試験を実施している。出席すべき時間数の3分の2以上の出席がないと受験資格は得られない。実習については平成18年度入学生より、5分の4以上の出席を評価対象の条件としている。実習の評価は領域ごとに評価基準を決め、点数化することで、なるべく客観的に評価できるように統一した。学生への科目評価の方法については、各年度初めの学科ガイダンスにおいて、学生便覧・シラバスを用いながら履修すべき科目とその概要、試験方法などを説明し、その後も担任や教務主任が継続的に指導している。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

科目ごとの評価の方法は、原則として担当教員が決定している。専門分野の科目については、看護教育委員会において科目講義内容、試験方法などを専任教員全体で検討しているの、共通の認識を持っている。そのため他の関連科目との整合性を保ち、かつ科目の評価も偏らなく行うことができている。成績の評価に関しては、特に変更の予定はない。

**[改善方策]：教育課程****1.（教育課程と理念・目的との関連）**

教育理念・目的、社会の要請に対応して、カリキュラムの改正を実施してきた。

平成21年度からは準拠法によりカリキュラムの改定が予定されているため、さらに改定作業を進めていく。

教育方法も双方向の授業になるよう、体験学習や演習を多く取り入れてきた。今後はさらに実践に活用できる知識・技術になるよう統合して考え、行動できるような教育方法の工夫を引き続き行う。

**2.（授業科目の特徴と単位）**

1) 本校は看護師国家試験との関連から、ほとんど必修科目である。教育理念・目的に対応し基礎分野に芸術を組み入れてきた。平成21年度からのカリキュラムでも社会の要請に対応できる感性豊かな看護師育成のための科目を検討していく。

2) 21年度からのカリキュラムでは卒業時の看護技術の到達度が提示された。看護実践能力の向上のため、本校の到達度を明確にし、学内学習から臨地実習へと学習を体系的に整えていく。

**3.（単位互換・既習得単位の認定）**

現在の認定は基礎分野に限られているが、今後、認定対象者の枠・認定科目や単位数を他分野にも広げる。

**(3) 学生の受け入れ****[目標]**

少子・高齢化、高学歴志向の社会状況下にあって、広報活動を強化し、入学者選抜方法の検討を行い、看護師に適した有能な人材を確保する。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

○学校の学生募集の方法、入学者選抜方法、各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

○学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

[現状説明]

1) 学生募集方法：オープンキャンパス（7月、8月）、学校見学（5～11月の第1・3土曜日）、業者学校説明会への参加、学校行事の公開（戴帽式、杏祭）、ホームページへの掲載、指定校への募集案内、学校案内書の配布等を行っている。

2) 入学者選抜方法と募集人数

推薦入試（指定校推薦を含む）：42名

社会人入試：3名

一般入試：55名

3) 入学者数：過去5年間の入学者は、年97～115名

推薦入学：42～46名

社会人入学：2～3名

一般入学：53～61名

[点検・評価（長所と問題点）]

オープンキャンパス参加者は毎年260～360名、学校見学者は130～190名である。

近年の高学歴志向の背景を受けて受験者数が徐々に減少していることから、平成18年度から、オープンキャンパスの開催を年2回に増やし、在校生に個別相談できるコーナーも設けた。その結果、オープンキャンパス参加者数は前年度より約100名増えた。しかし、平成18年度の志願者は451名であり、減少傾向に変わりはない。

少子・高齢化、高学歴志向の社会の中で、専門学校が存続し、かつ本校の理念・目的を反映する人材を幅広く確保するためには、学生募集方法、入学者選抜方法の検討が今後も必要である。

社会人入試の受験者数は30～40名弱であるが、多少増えていることから定員を3名に増やした。社会人入試で合格に至らなかった社会人が、一般入試を受けて入学してくる例もある。男子学生の入学者は毎年7～8名と増えつつある。

定員に対する入学生の過去5年間の比率は平均で1.048であり、各年で比率1.0を多少上回るが、下回る年は少ない。

入学者選抜方法の評価、推薦入学基準の妥当性、適正検査科目、適性検査と面接の点数配分、各選抜方法における募集人数の比率等の検討が十分とはいえない。

(休学者・留年者・退学者)

○退学者の状況と退学理由の把握状況

[現状説明]

平成14年以降、各回生の各学年における休学者は1名～6名、留年者は2名～15名である。また各学年で2名～9名退学者が出ている。

[点検・評価（長所と問題点）]

回生、学年によって休学者、留年者、退学者人数は異なる。それぞれに至る主な3つの理由は①健康上の問題、②進路の迷い、③学業不振、である。近年は健康上の問題、特に精神面での問題が増えている。健康上の問題により学業不振に陥る学生も多い。進路の迷いや学業不振の理由としては、臨地実習を経験して、自分のコミュニケーション能力や社会性の不足に気づき、対人関係を築くことが求められる看護職に不安を抱くことが挙げられる。これは現代の若者の傾向を反映しているといえる。

#### [改善方策]：学生の受け入れ

##### 1. (学生募集方法、入学者選抜方法)

入学時学科試験、面接試験、調査書、出席率等が入学後の成績に相関するか否か、過去3年間の追跡調査を開始している。その結果を今後の学生募集・選抜方法に反映させる。

##### 2. (休学者・留年者・退学者)

看護師への志望動機が希薄であり、真剣に学習に取り組めず成績が低迷している学生や、欠席が多い学生に対しては、早期に個々の学生の事情や意思を確認し、進路指導を行う。また、学生自身の意思決定が難しい状況においては、学生の将来を考え保護者を含めた相談を行い、指導する。

#### (4) 教員組織

##### [目標]

- 1) 平成21年度改正の新カリキュラムへの対応ができる教員組織の編成をする。
- 2) 専門分野毎の適正配置、年齢構成も考慮した専任教員数を確保する。

##### (教員数)

- 学校の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織の適切性
- 学校教育法第124条との関係における選任教員の位置づけの適切性

##### [現状説明]

平成19年5月1日現在の教員数は16名、兼任講師(学園内)130名、非常勤講師は22名である。基礎分野の音楽、茶道、華道の授業はその専門の外部講師に依頼している。専門基礎分野も、学内の兼任講師に多くを依頼し、一部外部の講師に依頼している。専門分野については、概論、健康生活と看護を主に専任教員が担当し、疾病・障害を持つ患者の看護については、専任教員が総論的内容を授業し、付属病院の医師、看護師に具体的な疾患や患者の健康レベル、状況に応じた看護の授業を依頼している。

##### [点検・評価(長所と問題点)]

専任教員数は、保健師助産師看護師等養成所指定規則に定める基準を満たしている。しかし、定員よりやや多く入学している実態や各学年の留年生数、実習施設が多施設にわたっていること、新カリキュラムで提示された「卒業時の看護技術の到達目標」達成や演習の強化のための指導体制を加味すると、現在の教員数では不十分な状況である。

基礎分野、専門基礎分野は兼任講師、非常勤講師から講義がなされ、専門的知識や最新知識が教授される利点がある一方、多数の教員で担当することによる重複や漏れを防ぐための授業内容の調整に苦慮することもあり、一長一短である。

**(主要科目の専任教員の適切配置)**

- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教育課程編成の目的を具体的実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- 教員間の連携・協力関係の適切性

**[現状説明]**

平成19年度の専任教員の配置は、基礎看護学については16名の全専任教員で担当し、成人看護学は7人、老年看護学は3人、精神看護学は2名、小児、母性、在宅看護論はそれぞれ1名ずつの担当である。それぞれの専門看護領域の担当教員が主となり、講義、実習の企画、実習指導と評価、外部講師や実習指導者との連絡調整を行っている。各専門領域別の実習施設については、1学年100名を超える学生を配置するため、次のように実習施設が多施設にわたっている。精神看護実習は2つの外部施設を加えた3施設で、小児看護実習は大学病院の他、外部の2つの保育園と2つの児童館で、母性看護実習は大学病院の病棟、GCU、NICUの他4つの助産所で実施している。また、在宅看護実習は都保健所、市保健センター、9つの訪問看護ステーション、5つのデイケア施設で実施している。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

この専任教員の配分は、臨地実習指導を中心に考えたものであり、成人、老年には厚い。実習施設数が増えるほど事務的作業や打ち合わせ等に要する時間を必要とする。そのために、看護師等養成所の運営に関する指導要領では、「実習施設が他施設にわたる場合には、専任教員または養成所における実習指導者を増員することが望ましい」としている。学内の授業を担当し、会議や他の校務をしながらの臨地実習指導は時間の確保が難しい。また国民の医療安全意識の向上の中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が限定される傾向にある。安全性を確保し、患者との関わり方の指導やチャンスを捉えての技術指導がますます必要になってきている。現在の1専門分野1名の専任教員の配置では十分な指導ができず、教員の負担が大きく、適切な配置とはいえない。

**(専任教員の年齢構成)**

- 教員組織の年齢構成の適切性

**[現状説明]**

専任教員の年齢構成は、50歳代6名、40歳代8名、30歳代2名である。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

人生経験が豊かで教員としてのキャリアも長い年齢層が多く、30歳代の教員の比率が少ない。



**(教員の募集・任免・昇格)**

- 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- 教員選考基準と手続の明確化
- 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

**[現状説明]**

教員の募集については、保健師助産師看護師等養成所指定規則や指導要領および学園の規定に準じているが、本校独自に明文化された規定は現時点ではない。募集は看護教員養成校に対してのみ文書で公募を募り、インターネットのホームページ上でも公募している。

付属病院の看護職からの専任教員への移動も時に行なわれる。

教員の主任、副主任への任免・昇格は校長からの推薦により学園上層部に諮っている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

ホームページでの募集や教員養成校への公募による応募者は少なく、欠員の補充に苦慮している。付属病院の看護職からの移動は、教員研修が未受講であったり、役職のポスト数や、各種の給与の総額がより多い臨床部門からの転出・異動には個人的には難色を示される場合が多く、教員採用上の大きな課題となっている。また一旦教員として採用後も短期間で退職する事例もあり、教員確保の上で妨げになっている。

**[改善方策]：教員組織****1. (教員数)**

在学生の実数や多岐にわたる実習施設、演習の強化等、新カリキュラム対応した専任教員数の増員を可能な限り行う。不足な部分は、医学部や付属病院から兼任講師を依頼し、連絡調整会議等を持ち、教育効果の向上をめざす。

**2. (主要科目の専任教員の適切配置)**

専任教員の担当分野・役割を見直し、適正配置を行う。安全かつ教育効果の向上のため、講義、学内演習、臨地実習指導など不足部分は医学部、付属病院等関連部署へ依頼し補う。

**3. (専任教員の年齢構成)**

教員の採用にあたっては看護教員としては最も円熟する35～45歳前後の中堅層の採用を増やす。

**4. (教員の募集・任免・昇格)**

優秀なる専任教員確保のため処遇の改善を図る。学生の授業評価を含めた教員の評価制度を検討し、それに基づく評価結果を昇格等に活かしていく体制を検討する。

**(5) 研究活動****[目標]**

研究的環境の整備を図り、教員が積極的に研究・学会活動を行うことを目標にする。

(研究活動の活性化)

- 論文等研究成果の発表状況
- 研究補助の適切性
- 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

[現状説明]

看護専門学校においては専任教員の個人研究費は特に設定されていない。学会出張、留学等の研修機会としては国内の学会出張が一人年1回が認められている。その学会も、専任教員の慢性的な欠員のため、互いに授業・実習担当を補いあわねばならず、学生の休業期間中を利用しての国内学会参加が辛うじて可能である。

専任教員の1週間の授業時間数は、おおよそ指定規則以内であるが、授業の準備のみならず臨床実習指導、演習協力のための打ち合わせ、演習後の看護技術のチェック、担任業務、面接、行事関連事項の業務、各種会議への出席等があり、研究時間はなかなか確保出来ない現状である。学会発表は年間を通して1例程度である。

[点検・評価（長所と問題点）]

この1年間に16名の学会等出張旅費の支給があった（26,380円／1人）。なお各種学会、講習会参加者は、帰校後に速やかに、その内容、感想、参加・受講後の抱負等を記載して「出張復命書」を校長に提出している。また、専任教員会で報告し、他の教員と内容を共有することによって教育活動に活かしている点では意義ある参加になっている。

[改善方策]：研究活動

(研究活動の活性化)

- 1) 講義・実習以外の業務で業務改善を図り、研究時間の確保に努め、日頃の教育活動を研究につなげる努力をする。
- 2) 教育の質の向上のために、専任教員は1年に1回以上の学会発表を目標とする。研究環境の整備とともに研究会や学会参加へのより一層の支援体制を整える。

(6) 施設・設備等

[目標]

- ① 臨地実習に向けた小グループでの技術練習設備（母性・成人看護実習室）を整備する。
- ② 教育実践にITを活用できるように整備を進める。
- ③ 学生のアメニティ向上を図るための施設・設備を整備していく。

(講義室・実習室と厚生施設等)

- 学校の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- 「学生のための生活の場」の整備状況
- 施設・設備面における障害者への配慮の状況

**[現状説明]**

講義室は7室あり1学年2クラスの構成で、3学年同時の講義が可能である。

情報処理室、音楽室、茶道室、華道室、調理室は各1室設けている。情報処理室にはノートパソコン10台、プリンター4台を設置し学生が自由に利用できしており、その他は主に芸術の科目で使用している。

演習室は大演習室と演習室の2室が置かれており、平成18年度には大演習室にスクリーンとプロジェクターを設置した。利用頻度の少ない演習室は学生の談話室として、厚生施設の目的として兼用している。

実習室は20台のベッドを配置し、50人の同時実習が可能であり、一角には在宅看護実習室を設けている。和式在宅看護実習室には、学生寮時の元管理人室を整備し使用している。平成18年度からは3階に母性看護実習室、5階に成人看護実習室を設け、それぞれに備品をそろえ各実習ゼミ、自己練習等で大いに活用している。自己練習の際、男子学生が女子学生と同様に自由に練習できる施設・設備は十分に整ってはいない。

厚生施設としては、自習室4室、更衣室4室が設置されている。また第一校舎、第二校舎それぞれに自動販売機を設置している。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

全体に階段の多い建物であり、怪我した際の車椅子の利用は難しい。また、障害者にも対応できない現状があり、バリアフリー化にむけた取り組みが必要である。

情報処理室は学生が自由に利用し、学習に役立てることができている。しかし、全学生約300名が使用する施設としては、設置備品も含め十分とは言えない。

実習室の備品については点検を行い、順次、古いものから買い替えが行われている。実習室は人数的には対応できているが、十分なスペースとは言えない現状である。男子学生の増加に伴い、男子学生も女子同様、自由に自己練習できる十分な場所の確保が必要である。

学生のアメニティに関しても要望を聞きながら自動販売機の増設、トイレの改修、厚生を目的とした演習室の使用など、改善してきているが十分とは言えない点がある。

**[改善方策]：施設・設備等****(講義室・実習室と厚生施設等)**

IT時代に対応した情報処理室の拡充と備品の整備、拡充を行う。また、各講義室の音響設備や視聴覚機器の点検と改善を継続して行う。

**(7) 図書館および図書・電子媒体****[目標]**

学生のニーズに応じた適切な医学書、看護関係図書、電子媒体等の整備を進める。さらに、第一校舎内の情報処理室のIT環境の改善を図る。

## (図書及び電子媒体等)

### ○教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

#### [現状説明]

三鷹キャンパス内の医学図書館には、看護関係の図書、医学書が各階に収められている。必要な図書は教職員、学生のニーズに合わせて購入・配架され、新刊も揃えられている。また、学内にも図書閲覧室があり、図書館からの長期貸し出しとして図書が置かれている。教員は主に学内の図書室を利用しているが、看護学生も許可を得れば利用可能である。

その他、電子媒体としては、情報処理室にパソコン10台を設置している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

医学図書館の開館時間は午前9時から午後9時半までと長く、土曜・日曜日でも時間は短いが開館している。長期休館前には多数冊の借用が可能であり、学生が利用し易い条件が整っている。OPAC、インターネットによる図書の検索も便利である。

図書の購入方法としては、地方自治体からの補助金をはじめとする図書購入費で、各教員が、自己の担当領域に関連した図書を購入できるようになっている。また、学内の図書室に於いては図書委員を置いて新刊図書の回覧や整備を行っている。

第一校舎内の情報処理室にパソコンを設置、学内ランに接続していることで、インターネットを活用した情報は図書館に行かなくても直ぐに情報が得られ、学生の活用度が増えている。

#### [改善方策]：図書館および図書・電子媒体等

学生が最新の知識・技術等を学習できるよう、これまでと同様に新刊の図書、VTR、DVD・CD等の購入を行い、有効利用できるよう整備する。

## (8) 社会貢献

### (社会との文化交流を目的とした教育システムの充実度)

#### ○公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

#### [現状説明]

学園祭で、毎年、健康や看護に関する知識を啓蒙する企画をしている。学園祭の収益は、その年毎に検討し、被災地や三鷹市社会福祉協議会、ユニセフ等へ寄付をしている。また、毎年、年末に病院外来1階においてハンドベルコンサートを実施し、同日の夕刻からは聖歌隊が各病棟をキャンドルサービスで巡回し、学生手作りのカードを届けている。その他、実習関連施設から要請のあるボランティア活動にも参加している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

専門学校としてどの程度まで社会貢献が出来るか難しい。現在実施している内容は、地域の方々や入院患者様には喜ばれ大いに評価されているため、継続していく。

**[改善方策]：社会貢献**

- 1) 学園祭や院内コンサート等学生の自主的活動を通して、地域との交流や社会貢献をする。
- 2) 社会のニーズを捉えながら、将来的には家庭介護、老人介護など身近な問題を取り扱う公開講座を行う。

**(9) 学生生活****[目標]**

学習成果を上げ、充実した学生生活を送れるよう、心身両面からのサポートをする。

**(奨学金等の経済的支援)**

○奨学金、その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

**[現状説明]**

賞与修学金の種類と額は、1) 杏林学園修学貸与金一律30,000円、2) 東京都修学資金（看護）1種32,000円（免除）、2種25,000円（返還）、3) 日本育英会1種：自宅より通学48,000円、自宅外56,000円、2種：3、5、8、10万円から選択、の3種であり、その手続きは、入学時に学生全員に説明され、希望者は申し込み、基準に沿って審査を受け、該当者に支給される。毎年、更新・新規受付がなされている。ほとんどの学生がいずれかを受けており、学業の継続が可能である。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

現在学園の奨学金は希望者全員に貸与されており、経済的支援体制は整っている。しかし、学生の背景も多様になり、奨学金の用途も様々である。本当に必要な学生に、効果的な支援になっているか検証が必要な時期に来ている。

**(生活相談)**

○学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

○生活相談担当部署の活動上の有効性

**[現状説明]**

学生生活全般にわたり学生からの相談に応じられる体制は整えられている。担任が年間計画の中で全員面接および個人面接の計画を立て、適宜学業や健康および進路など相談に応じている。また、このレベルで十分でない時は、学生主任・教務主任が対応し更に副校長も対応している。

カウンセリングのための相談室を第二校舎1階に設け専任のカウンセラーが、夏休みを除く、年間11ヶ月、毎週水・金の午後4時から7時まで対応しており、学生に活用されている。一般的な健康管理として、自己管理の重要性の理解と病気に対する早期受診、早期治療の指導を行っている。このため各学年に1名の健康管理担当教員を決め、健康相談や身体・精神の異常の把握に努めている。学内にも保健室を設けており、体調不調時の休養が可能である。今年度体調不良で保健室を利用する学生が増えたことでベットの台数を増やした。年1回の定期健

健康診断（別表16-2）は、学校保健法および看護専門学校健康管理規定に基づいて行っているものである。実施内容は学校保健法に定められた内容以外に、ツベルクリン反応検査、第2種伝染病抗体価測定、HBs抗原検査を行っている。ツベルクリン反応陰性・偽陽性者にはワクチンの接種を任意に受けることを推奨している。また、小児看護学の保育園実習に先立っては検便を実施している。

健康診断の結果は校医の先生の指示で再検査やその後の経過観察などを行っている。

長期休業前、特に夏休み前には海外旅行の予定者に対して、伝染病・感染症罹患予防の注意を喚起している。また、災害時の補償として、本学の全学生を対象に専修学校生徒学生災害障害保険（通学特約付帯）に加入させている。また、医療分野学生生徒賠償責任保険に加入している。正課中、休憩時間中または学校行事中に損傷（ケガ）を被った場合に決められた一定の保険金が支払われる。更に、医療関連実習における事故で、身体の損傷または財物の損傷によって被った損害を補償される。

別表16-2 平成19年度学生健康診断実施結果

	総数	実 施 者						備 考
		内科	胸部X-P	耳鼻科	眼科	検尿	採血	
1年生	117	116	116				107	
	100.00%	99.15%	99.15%				91.45%	
2年生	103	102	102					
	100.00%	99.03%	99.03%					
3年生	88	88	88	88	88	88		
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%		
合 計	308	306	306	88	88	88	107	
	100.00%	99.35%	99.35%	100.00%	100.00%	100.00%	91.45%	

#### [点検・評価（長所と問題点）]

カウンセリング室に関して、第二校舎の1階はいろいろな人が出入るので行き難いという学生の声がある。安心して相談できる場所に移すことが望ましい。第二種抗体価の検査に関しては、平成19年度は、はしかの大流行があり、4月の時点での検査では対応が遅れることも考えられる。

#### (就職相談)

##### ○学生の進路選択に関わる指導の適切性

##### [現状説明]

担任の年間面接計画の中で4月に就職・進学に対する希望を調査し、3年生全員に面接指導を行っている。また、随時学生主任が相談を受ける体制をとっている。平成18年度の国家試験合格者から進学者を除いた87名中75名（85.2%）が医学部付属病院に就職し、12名が外部病院に就職した。付属病院の就職試験が不合格の学生に関しては、その後の募集等を確認しながら個別に支援している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

杏林大学医学部付属看護専門学校の特質から就職に関しては特に力を注いで来なかったが、最近付属病院への就職で不合格者が数名出ている。外部からの応募者との競争の中で、今まで以上に就職試験合格に向けてのサポートが必要となっている。

### (課外活動)

#### ○学生の課外活動に対して学校として組織的に行っている指導、支援の有効性

#### [現状説明]

課外活動には、学生会活動、クラブ活動、学生関係行事（学校祭・キャンドルサービス）、クラス運営の活動（環境整備・保健係り・広報係り）等がある。活動にあたっては、学生会の執行委員会が主体になり、中央委員会を経て各クラスに連絡している。学生関係行事については各行事に各学年担当教員から最低1名ずつ担当を決め、副学生主任・学生主任が中心となって支援・指導に当たっている。部活費、行事・学生会用のコピー代などの費用は一部杏会から補助を受けている。

クラブは医学部との合同練習のことが多い。体育系クラブの大会出場、管弦楽の病院内コンサートや定期演奏会などは一緒に活動している。文化系クラブは学園祭で活躍している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

クラブ・行事などの課外活動は教科では得られない学びがあり、学生生活を豊かにしている点では評価できる。しかし、学生が自治で責任をもって管理運営することが年々困難になり、様々な問題も起きている。課外活動の教育的意義を明確にし、指導・支援のあり方を見直すことが今後の課題である。

#### [改善方策]：

##### 1. (奨学金等の経済的支援)

有効な支援のあり方について、就学貸与規定の見直しも含めて検討する。

##### 2. (生活相談)

1) カウンセリングをより利用しやすくするために適切な場所への移設を検討する。

2) 第2種伝染病抗体価は入学前に検査し、抗体価の低い学生にはワクチンの接種を奨励する。

##### 3. (就職相談)

学生が自らに合った適切な職場選択ができ、付属病院を含め希望の施設に全員合格できるよう、就職指導を計画する。

##### 4. (課外活動)

課外活動の教育的意義と指導・支援のあり方の検討し改善する。

## (10) 管理・運営

### [目標]

各委員会の連携を図り、透明性のある効果的・効率的な校務運営を目指す。

### (教員会)

- 教員会と全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性
- 教員会と委員会等との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- 学校的意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性
- 事務組織と教員組織との間の連携協力関係の確立状況

### [現状説明] [点検・評価（長所と問題点）]

看護専門学校の運営組織は別表16-3、16-4の通りである。

本校の最高決定機関は「教員会」である。毎月1回の定例の他、必要に応じて臨時に開催される。いずれも校長の招集による。学校の管理・運営に関する諸事項が各委員会から報告され、また協議事項が審議され決定される。その他に卒業・進級認定また入試などに関する臨時教員会を年2～3回開催している。学園全体との関係やそれとの調整・整合を要する重要事項については更に上部の意志決定機関である学園運営審議会や評議員会・理事会に上げて審議され決定される。

教員会の下部組織としては、運営小委員会、自己点検・自己評価委員会、専任教員会がある。その他、カリキュラム委員会、看護教育委員会、教務・学生委員会、国家試験対策委員会、入試委員会、防災管理委員会などの各種委員会、また、臨地実習検討会、基礎看護学検討会、各看護学検討会等においてもそれぞれの関連する領域の校務を行なっている。

事務組織は教務係、学生係、庶務係と役割を分担し、教員組織との間の連携協力関係を取りながら校務を進めている。また、医学部や学園本部、入試センター、総合情報センター等と連携協力しながら、本部企画の研修会にも参加の機会を持ち、事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の確立を目指している。

教員と事務組織が連携して、目標実現に努力している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

教員会ならびに各種委員会は、各々の機能を果たしている。各種委員会の扱う内容は互いに連動しあっているものがあり、相互の扱う範疇や進捗状況を専任教員会・教員会で情報交換しながら校務運営を行っている。

### [改善方策]：管理・運営

各種委員会の独自の機能・業務を明確にし、かつ事務管理部門を含めて相互の連携を保ち運営をする。



表16-3 杏林大学医学部付属看護専門学校運営組織（平成19年）

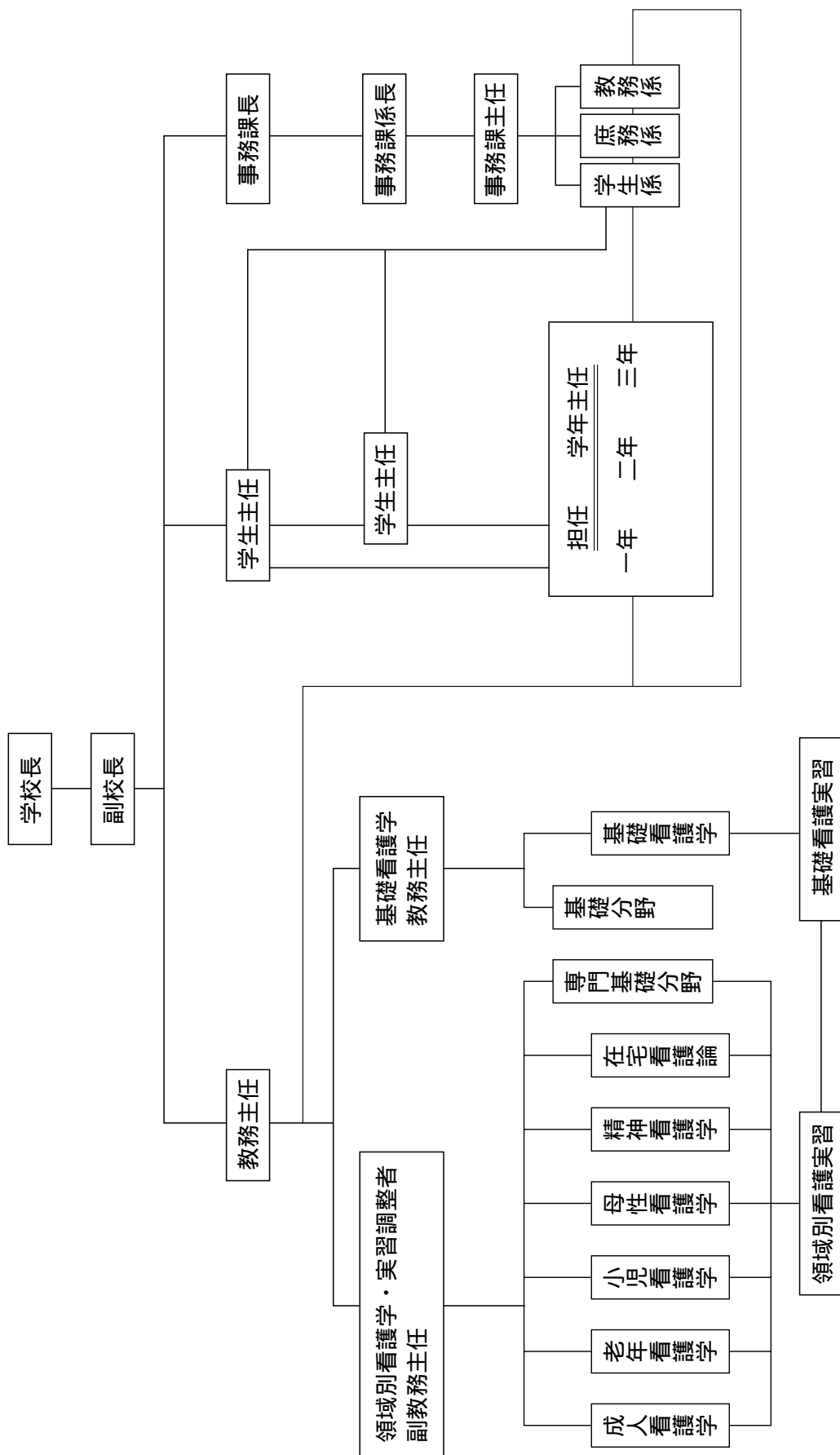
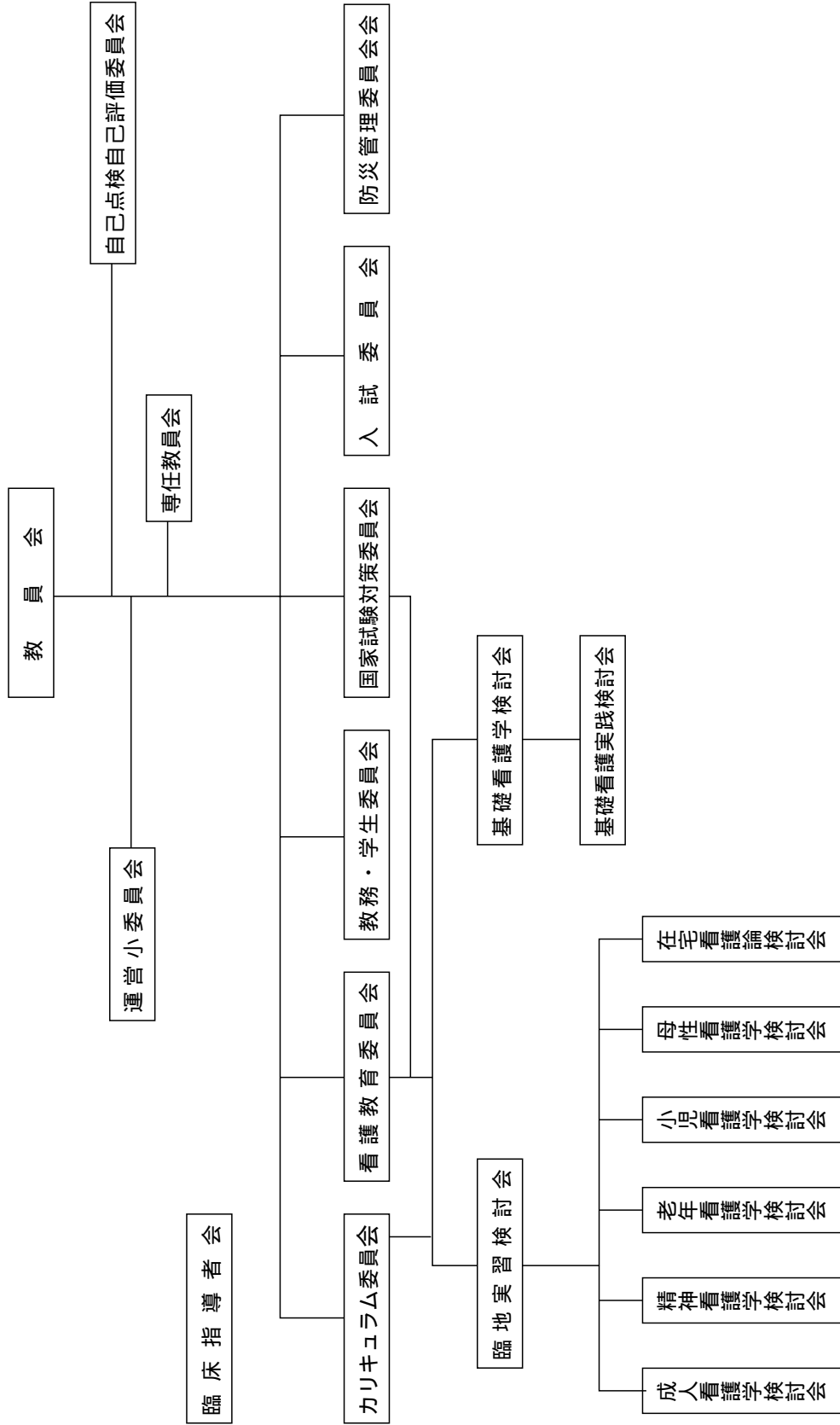


表16-4 杏林大学医学部付属看護専門学校委員会組織（平成19年度）



## (11) 自己点検自己評価、情報の公開

## [目標]

学校の理念・目的達成のために、教育活動を定期的に評価し教育水準の向上を目指す。

## (自己点検・自己評価・情報公開)

- 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
- 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
- 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性
- 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

## [現状説明]

教務・学生関係については、毎年学園本部に自己点検・自己評価のためのデータを現況報告している。

平成17年度には、本校独自に自己点検自己評価準備委員会を組織し、学則の改正等規定を整備する活動を開始した。平成18年度から自己点検・自己評価委員会を設け、厚生労働省から提示された「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」の学習会を経て、教職員全員による自己点検・評価を実施した。点検・評価項目は教育理念・目的、教育目標、教育課程経営、教授・学習・評価過程等9カテゴリー125項目である。

結果は、「自己点検・自己評価報告」としてまとめ、教職員で現状と課題を確認し、改善策を検討した。公表や第三者機関による評価までには至っていない。

平成19年度は前年度に課題とされた件について各委員会や検討会で改善策を具体化しているところである。また、月1回定例の自己点検・自己評価委員会を開催し、継続的な評価に向けて評価指針の再検討を実施している。

## [点検・評価（長所と問題点）]

平成14年3月に、専修学校設置基準が改正され、専修学校においても自己評価・自己点検が努力義務となった。本校は大学全体が平成13年度に、大学基準協会による認証評価を受ける際に、ほぼ同様の項目で自己点検・評価を実施し、その結果はホームページ上で公開されている。しかし、その評価は組織的に、かつ、全教職員が参加して行われたものではなかった。今回は、教職員全員がその趣旨を確認し自己点検に参加したことは意義深かった。評価のための資料やデータの不足もあったが、本校の現況を把握し、課題の整理、改善策の検討を組織全体として取り組んだ事は、本校の教育の質を向上させていくためには有効であった。厚生労働省の提示した評価指針は、項目数が多く評価段階についても点検に困難さがあった。学園本部からの要請で実施している自己点検・自己評価のためのデータを引き続き報告している。

## [改善方策]：自己点検自己評価、情報の公開

自己点検・評価を継続的・恒常的に行い、客観的な評価になるようにデータの蓄積等システムの整備と本校の状況にあった評価指針の検討を進め、結果を公表する。